

写

保医発第0423001号  
平成21年4月23日

地方厚生（支）局医療指導課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

フルコナゾール製剤の薬事法上の効能・効果  
及び用法・用量の一部削除について

フルコナゾール製剤については、平成21年4月23日付で、薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第9項の規定に基づき、承認事項の一部変更承認がなされ、フルコナゾール製剤の効能又は効果から「アスペルギルス属」が、用法及び用量から「アスペルギルス症」がそれぞれ削除されたので、関係者に対して周知をお願いする。

また、別添のとおり、平成21年4月23日付薬食審査発第0423001号・薬食監麻発第0423001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・監視指導・麻薬対策課長通知「フルコナゾール製剤の使用にあたっての留意事項について」が通知されたところであるので、併せてお知らせする。

薬食審査発第0423001号  
薬食監麻発第0423001号  
平成21年4月28日

各 都道府県  
政令市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

#### フルコナゾール製剤の使用にあたっての留意事項について

フルコナゾール製剤については、平成21年2月26日付け薬食審査発第0226004号審査管理課長通知「フルコナゾール製剤に係る承認事項の一部削除について」に基づき、本日、効能又は効果の一部等を削除したところである。今後、同製剤の使用に当たっては、下記の点について留意されるよう、貴管下の医療機関、薬局等に対して周知をお願いする。

#### 記

1. 「効能又は効果」及び「用法及び用量」について、フルコナゾール製剤から「アスペルギルス属」及び「アスペルギルス症」をそれぞれ削除したこと。
2. 今回の承認事項一部変更承認に伴うフルコナゾール製剤の表示の訂正及び添付文書の改訂については、各製造販売業者に対し、本日から遅くとも3月以内に医療機関、薬局等に対する訂正文書の送付及び周知を徹底すること。